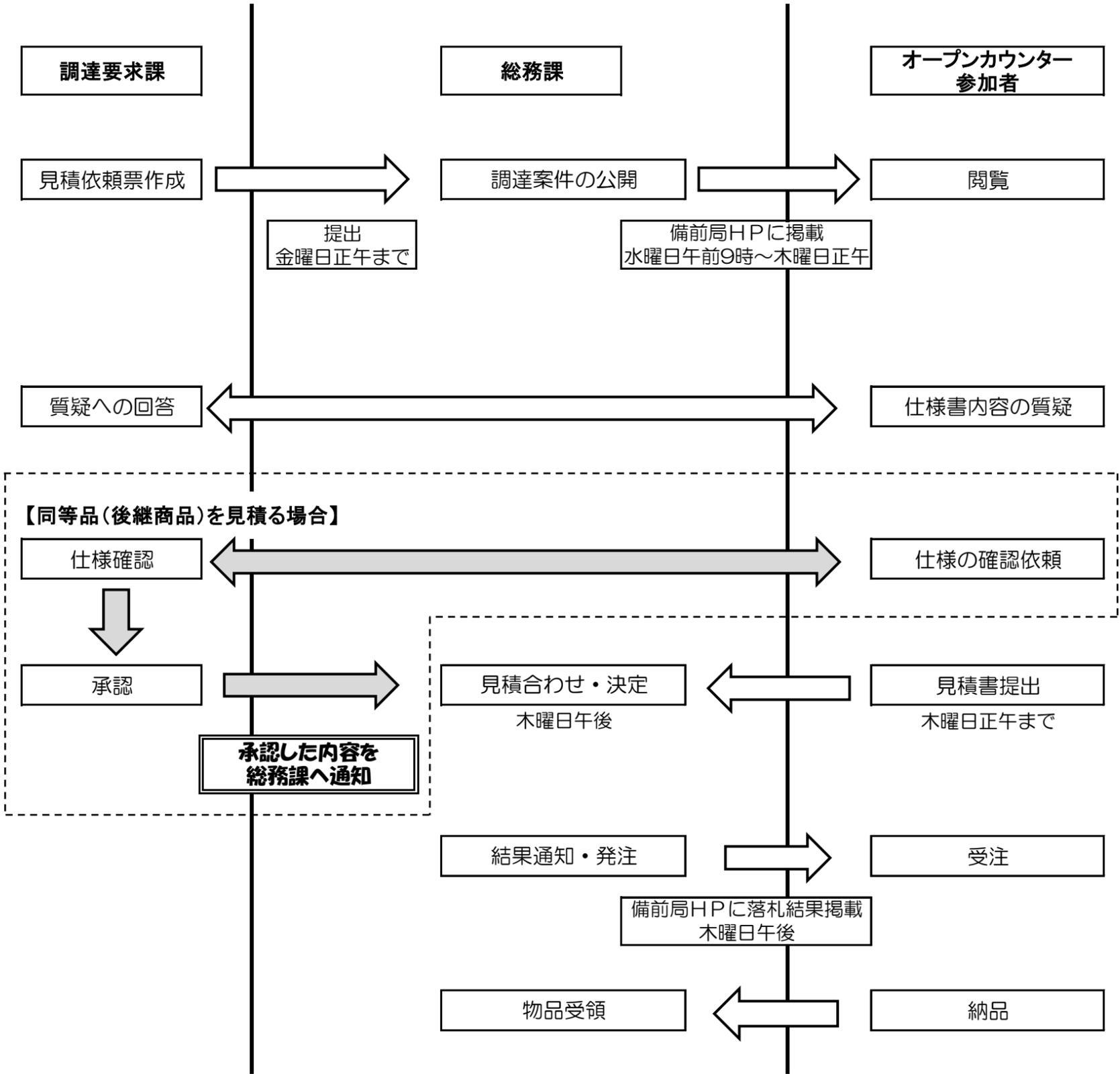


物品調達に係るオープンカウンター フロー図



【同等品の定義】
見積依頼票に記載した規格（大きさ、材質、色等）、品質等と同等以上であることを認められたもの。

【同等品(後継商品)の確認方法】

- ①見積依頼票に「同等品可」と記載している場合は、同等品による見積を認める。
(注)「同等品可」としていない場合は、「色違い」のものによる見積も認めない。
見積依頼票に示した規格の商品が生産終了となっている場合は、同一メーカーの後継商品による見積を認める。
- ②オープンカウンター参加者が同等品（後継商品）で見積る場合は、見積書の提出前に要求課に同等品（後継商品）候補の承認を得る。
- ③同等品（後継商品）候補の承認をした要求課は、速やかにその内容を総務課オープンカウンター担当者へ通知する。